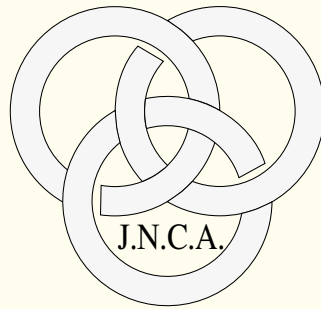


地域包括医療・ケアを推進する

国保直診



国保直診は、国民健康保険保険者(市町村・国保組合)が設置したものです。
国保直診は、地方自治体立の医療施設ですが、医療サービスの提供にとどまらず、地域包括医療・ケアの実践という付加価値をつけ、地域住民に保健・医療・福祉(介護)サービスを一体的に提供する地域包括医療・ケアを実践しています。

地域包括医療・ケアの定義

地域包括医療・ケアとは

1. 地域に包括医療を、社会的要因を配慮しつつ継続して実践し、住民が住みなれた場所で安心して生活出来るようにそのQOLの向上をめざすもの。
2. 包括医療・ケアとは治療(キュア)のみならず保健サービス(健康づくり)、在宅ケア、リハビリテーション、福祉・介護サービスのすべてを包含するもので、施設ケアと在宅ケアとの連携及び住民参加のもとに、地域ぐるみの生活・ノーマライゼーションを視野に入れた全人的医療・ケア。
3. 地域とは単なるAreaではなく、Communityを指す。

(山口昇：平成20年4月改訂)

国保直診ヒューマンプラン

1. 国保直診は、当該地域の地理的、社会的条件並びに診療圏域内の他の医療機関の配置に応じ、地域住民のニーズに合った全人的医療の提供を行う。
2. 国保直診は、超高齢者社会における保健・医療・介護・福祉の連携、統合を図る地域包括ケアシステムの拠点としての役割機能を持つ。
3. 国保直診は、既存の保健福祉施設との機能連携を図るとともに、国保総合保健施設を設置し、あるいは、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、訪問看護ステーション、介護老人保健施設などの保健福祉施設を積極的に併設していく。

(国診協：平成6年11月・平成22年3月改正)

地方自治体立医療施設と国保直診比較表

		地方自治体立医療施設	
		国保直診	
1	設置主体	<ul style="list-style-type: none"> ● 都道府県・市町村 	<ul style="list-style-type: none"> ● 国保保険者(市町村・国保組合)
2	根拠法令	<ul style="list-style-type: none"> ● 地方自治法第 244 条「公の施設」 ● [病院] 地方公営企業法第 4 条 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地方自治法第 244 条「公の施設」 ● [病院] 地方公営企業法第 4 条 ● 国民健康保険法第 82 条(保健事業)
3	条例	<ul style="list-style-type: none"> ● ○○病院(診療所)設置条例 	<ul style="list-style-type: none"> ● 国民健康保険条例 ● ○○国保病院(国保診療所)設置条例
4	役割機能	<ul style="list-style-type: none"> ● 医療サービスの提供 (医療に専念) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 医療サービスの提供 ● 地域包括医療・ケアの実践 (保健・医療・福祉(介護)のサービスの 一体的提供) <p>効果：寝たきり老人の減少 施設ケアから在宅ケアへの移行 医療費適正化 地域経済活性化</p>
5	財政構造	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ● 一般会計 ● 地方交付税 ● 厚労省補助金 <ul style="list-style-type: none"> — 医療施設等施設・設備費補助 — 医療施設に対する運営費補助 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ● 病院事業 (地方公営企業会計第 17 条・第 20 条) ● 診療所特別会計 (地方自治法第 209 条) </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ● 診療収入 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ● 一般会計 ● 地方交付税 ● 厚労省補助金 <ul style="list-style-type: none"> — 医療施設等施設・設備費補助 — 医療施設に対する運営費補助 ● 厚労省補助金 <ul style="list-style-type: none"> — 国保助成 ● 市町村国保事業 ● 市町村保健事業 ● 市町村老人保健事業 ● 市町村介護保険事業 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ● 国保事業会計 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ● 病院事業 (地方公営企業会計第 17 条・第 20 条) ● 診療所：国保事業会計直診勘定 (国保法政令第 2 条) </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ● 診療収入 ● 介護保険事業収入 </div>

(説明)

1. 地方自治体立医療施設（病院・診療所）であって、国民健康保険の保険者（市町村・国保組合）が設置したものを「国民健康保険診療施設」（国保直診）といいます。

病院 940		診療所 3,633	
都道府県立 病院 237	市町村 立病院 703	市町村立診療所 3,106	都道府県立 診療所 242
		同 歯科診療所 274	同 歯科 診療所 11
		計 3,380	計 253
国保直診 1,168			
	国保病院 317	国保診療所 851 (歯科診療所を含む)	

注：数字は施設数（都道府県立・市町村立病院・診療所は医療施設動態調査平成22年6月末現在〔概数〕による。）
（国保病院・国保診療所は、国民健康保険診療施設設置状況平成22年4月現在、出張診療所を含む）

2. 地方自治体は、地方自治法第244条の「公の施設」として病院・診療所を設置することができます。国保保険者は、国民健康保険法第82条の「保健事業」の一環として病院・診療所を設置することができます。したがって、国保直診は、地方自治法第244条の「公の施設」であり、かつ、国民健康保険法第82条の「保健事業」の一環として設置された病院・診療所でもあります。
3. 地方自治体立医療施設の設置についてはその設置条例を定めることとなりますが、国保直診の場合は、市町村国民健康保険条例に「保健事業を行うこと」及び「病院又は診療所を設置すること」を定め、国保病院又は国保診療所設置条例（国民健康保険法第82条に基づく事業を実施）を定めることとなります。
4. 地方自治体立医療施設は、医療水準の向上、民間医療機関の進出が期待できない地域での医療を確保するために設置されるものですが、国保直診の場合は、医療サービスの提供に加えて「予防と診療の一体的提供」を行うために設置されたものであり、今日では更に発展して「地域包括ケアシステム」の拠点となって活動しています。
地域包括医療・ケアに永年取り組むことによって、寝たきり老人の減少、施設ケアから在宅ケアへの移行、医療費の適正化、地域経済の活性化などの成果があらわれています。
5. 地方自治体立医療施設に対する国の助成制度～地方交付税によるものや医療政策的なもの（へき地、救急等）については当然に国保直診も対象となりますが、国保直診には、このほかに、国保直診が行う保健事業活動に関して厚生労働省の国保予算によるいろいろな助成が行われています。
国保直診を設置している市町村は、地域の保健医療福祉資源が連携して地域包括ケアシステムを構築するとともに、保健・医療・福祉（介護）関連予算を有機的に連結させ、一体的にサービス提供を行っています。保健事業を積極的に行うことによって医療費の適正化（老人医療費、国保医療費の減少効果）が図られ、結果として保険料（税）の節減にもつながります。地域住民のニーズに応えているか、また、国保事業あるいは地域経済への貢献度をトータルに捉えて、国保直診の活動を評価していただきたいと考えております。

平成 22 年度 厚生労働省国保予算による保健事業関係助成

I 国保保険者が行う保健事業にかかる助成

- (1) 国保ヘルスアップ事業
- (2) 国保保健指導事業
- (3) 健康管理センター等健康管理事業
 - ① 健康管理センターによる健康管理事業(事業費)
 - ② 歯科保健センターによる健康管理事業(事業費)
 - ③ 直営診療施設(国保直診)による健康管理事業(事業費)

II 国民健康保険診療施設の整備にかかる助成

- (1) 病院・診療所・医師住宅等の建物
- (2) 医療機械器具・患者輸送車・巡回診療車・巡回診療船

III 国民健康保険総合保健施設の設置及び運営にかかる助成

- (1) 総合保健施設・設備整備
- (2) 総合保健施設に併設設置する共同生活援助部門及び居住部門の施設設備整備
- (3) 総合保健施設の保健事業部門及び介護支援部門に係る運営

IV 国保直診の運営に特別に要した費用に対する助成(平成21年度)

- (1) 災害等による被害を受け復旧に要した費用
- (2) 災害等による被害を受けた地域への人的支援費用
- (3) 経営合理化のために要した費用
 - ・レセプト電算処理導入
 - ・統合系医療情報システムの導入(オーダーリングシステム、電子カルテ等)
 - ・その他
- (4) 療養環境の改善に要した費用
- (5) 医師、看護師、保健師等の確保対策に要した費用

V へき地診療所に対する助成

- (1) へき地診療所運営費助成

(囲みは国保直診を対象とする助成制度)

社団法人全国国民健康保険診療施設協議会

〒105-0012 東京都港区芝大門2-6-6 芝大門エクセレントビル4階

TEL: 03-6809-2466 FAX: 03-6809-2499

URL: <http://www.kokushinkyo.or.jp>

(平成22年10月)